

桑名市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市規則第49号

桑名市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

桑名市火災予防条例施行規則（平成21年桑名市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の2条を加える。

（林野火災に関する注意報及び警報の発令基準）

第4条の2 条例第29条の8に規定する林野火災に関する注意報は、次の各号のいずれかに該当する場合に発令することができる。

- (1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下の場合
- (2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、乾燥注意報が発表されている場合
- 2 条例第29条の9に規定する林野火災に関する警報は、前項各号の発令基準に加え、強風注意報が発表されている場合に発令することができる。
- 3 前2項の基準による林野火災に関する注意報又は警報の発令は、当日に降水が見込まれる場合又は積雪がある場合には適用しない。
- 4 林野火災に関する注意報及び警報は、第1項及び第2項の基準に該当しなくなった場合には、解除するものとする。

（林野火災に関する区域）

第4条の3 条例第29条の8第3項及び第29条の9に規定する市長が指定する区域は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条の規定により三重県知事が作成する地域森林計画の対象区域を含めた付近及び同法第7条の2の規定により森林管理局長が作成する国有林の地域別森林計画の対象区域を含めた付近とする。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。